

青少年インターネット環境整備法の在り方等に
関する検討ワーキンググループ

中間整理報告書

令和8年7月

青少年インターネット環境整備法の在り方等に
関する検討ワーキンググループ

目次

1. 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する議論の状況の整理	1
(1) 検討の背景と本ワーキンググループの位置付け	1
(2) 青少年インターネット環境整備法に係る論点について	1
(3) その他の論点について	2
2. 本ワーキンググループにおける議論の経過	2
3. 基本的な考え方	4
4. 青少年インターネット環境整備法の今後の在り方に係る論点	5
(1) リスクの多様化・複雑化を踏まえた法目的等の論点	5
I. 法目的や理念に係る論点	5
II. 青少年有害情報と子どもに有害なおそれがある機能について	6
(2) 適切な保護に向けた論点	8
I. 子どもや保護者のリテラシー向上、学校教育、国・自治体、関係事業者等を含めた社会全体の取組強化	8
II. 事業者の役割のリバランス	10
(3) ガバナンスの強化の必要性	13
I. 様々なステークホルダーが参照できるこどもの保護に係る基本指針（仮称）の提示	14
II. 官民連携のスキームの設置	15
III. 制度の不断の見直し	15
5. 今後の検討課題について	16
6. おわりに	17

1. 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する議論の状況の整理

(1) 検討の背景と本ワーキンググループの位置付け

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、平成 20 年の制定以来、こども¹が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するための基本的な枠組みとして機能してきた。その間、スマートフォンの急速な普及や SNS 等のプラットフォームサービスの拡大により、こどもを取り巻くインターネット利用環境は大きく変化している。近年では、生成 AI をはじめとする新たな技術やサービスも急速に普及しており、こどものインターネット利用を巡る状況は、法制定当時と比べて大きく様変わりしている。

こうした環境変化を踏まえ、こども家庭庁においては、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において、現行制度の課題や今後検討すべき論点について議論を行い、「課題と論点の整理」を取りまとめた。また、同整理を踏まえ、関係府省庁が連携して対応を進めるための工程表が策定され、各府省庁において取組が進められている。

本ワーキンググループは、こうした検討の蓄積を踏まえつつ、特に青少年インターネット環境整備法の在り方について集中的に検討を行うことを目的として設置されたものである。また、法制度に関する議論に加え、工程表に基づく政府の取組状況についてフォローアップを行い、今後の方向性について整理する役割も担ってきた。さらに、総務省の有識者会議である「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ」との連携も図りながら、制度・政策の方向性について検討を進めた。

(2) 青少年インターネット環境整備法に係る論点について

本ワーキンググループでは、「課題と論点の整理」において示された論点のうち、青少年インターネット環境整備法に関係する事項を中心に検討を行った。特に、法目的や基本理念の在り方、青少年有害情報、フィルタリングを中心とする従来の保護措置の見直し、SNS 等プラットフォーム事業者に求められる役割の在り方などについて重点的な議論を行った。

検討に当たっては、従来の制度の有効性や限界を確認するとともに、海外にお

¹ 本報告書においては、18 歳未満の者を指す概念として、法律名や法律からの引用部分、又は法律に直接紐づく概念として使用する場合は「青少年」、それ以外の箇所は「こども」の表記としている。

ける制度動向や技術的な変化も踏まえながら、多様化・複雑化するリスクに対応するための制度的枠組みについて議論を行った。その際、インターネット利用に伴うリスクへの対応のみならず、こどもの成長や主体的な社会参加を支える環境整備という観点についても重視した。

(3) その他の論点について

本ワーキンググループでは、法制度に関する論点に加えて、「課題と論点の整理」に基づく工程表の実施状況についても確認を行った。関係府省庁から取組状況の報告を受けるとともに、各施策の進捗や課題について意見交換を行った。

その結果、こどもを取り巻くインターネット利用環境に関する課題は、法制度のみならず、教育啓発や調査研究の推進、民間事業者の自主的取組の促進等を含め、複層的な対応を講じていく必要があることが改めて確認された。このため、今後も関係府省庁が連携しながら、工程表に基づく取組を継続的に推進していくことが重要である。

2. 本ワーキンググループにおける議論の経過

本ワーキンググループは、令和8年1月の開始以降、青少年インターネット環境整備法の在り方について集中的な検討を行ってきた。議論に当たっては、法制度の検討のみならず、こどもを取り巻くインターネット利用環境の実態や諸外国の制度動向、関係府省庁による取組状況等について幅広く把握することに努めた。

各会合においては、関係事業者、有識者及び関係行政機関からのヒアリングを実施し、多様な立場からの意見を聴取した。そこでは、従来の有害情報対策を中心とする制度の枠組みでは十分に対応できない課題が増加していること、SNS等のプラットフォームサービスがこどものインターネット利用環境に大きな影響を及ぼしていること、保護者や学校に求められる役割が変化していることなどが指摘された。

また、工程表に基づく関係府省庁の取組についても継続的に報告を受けた。民間事業者による自主的取組の実態把握、リテラシー向上に向けた普及啓発活動、インターネット関連の消費者トラブルの実態把握、生成AIを悪用した性的ディープフェイクの被害への対応、調査研究の推進など、様々な取組が進められていることが確認された一方、リスクの変化の速度に対応するためには、更なる連携強化や取組の継続的な見直しが必要であるとの意見も示された。

こうした議論を通じて、本ワーキンググループでは、インターネット利用に伴

うリスクへの対応を強化することと、こどもの権利や主体的な利用を支えることは相反するものではなく、両者を両立させる観点から制度及び政策を構築していくことが重要であるとの認識が共有された。

また、インターネットを利用することも自身の意見を政策に反映するため、本ワーキンググループにおいては中高生と構成員との意見交換会を実施した。

こどもたちからは、有害情報のみならず、おすす機能や無限スクロール等のサービス設計そのものが長時間利用や情報の偏りにつながるとの意見や、生AIによる偽情報への懸念が示された。併せて、有害性は年齢や発達段階によって異なることや、閲覧だけでなく発信にもリスクがあるとの意見があった。ペアレンタルコントロールの活用については、その活用意義に賛同もありつつ、一方でこどものプライバシーの観点も留意が必要との声があった。リテラシーについては、こどもだけでなく保護者や大人にも必要であること、自己申告による年齢確認では不十分であるとの意見、企業側もアプリの危険性が分かっていないためアプリの危険性を分かりやすく表示すべき（例えばアプリストア上のラベリング等）、使用時間の制限については自分たちでは止められない面もあるので一定のルールを示すことも選択肢の1つ、といった意見があった。また、制度全体については、新しいサービスが次々出るので定期的な見直しが必要、規制が追いついていないなどの意見も示された。

本ワーキンググループとしては、引き続きこどもの視点に立った制度及び政策の具体化を進めていくことが重要であると考えます。

以上を踏まえて、次章に示す基本的な考え方を整理するに至った。

3. 基本的な考え方

本ワーキンググループでは、青少年インターネット環境整備法の在り方について検討を行うに当たり、まず、近年のインターネット利用環境の急速な変化を踏まえた基本的な認識を共有した。スマートフォンの普及やSNS等のプラットフォームサービスの浸透により、こどもたちは幼少期からインターネットに接することが一般的となっている。また、生成AIをはじめとする新たな技術やサービスの登場により、その傾向は今後一層進展していくことが想定される。

こうした中、インターネットの利活用は、こどもたちが多様な情報にアクセスし、自ら学び、他者とのつながりを築き、新たな価値観に触れる機会を提供するものであり、その社会的意義は極めて大きい。このため、こどもたちのインターネット利用について、リスクの側面のみを捉えるのではなく、その有する可能性や価値についても十分に評価することが重要である。こども基本法（令和4年法律第77号）において掲げられている「こどものウェルビーイング²の実現」の理念を踏まえれば、インターネット環境整備に関する施策についても、単に危険を排除し安全を確保することのみを目的とするのではなく、こどもが安心して学び、成長し、自らの可能性を広げることができる環境を実現する観点から推進されるべきである。青少年インターネット環境整備法についても、このような観点からその在り方を検討することが適当である。

一方で、インターネット利用を巡るリスクは多様化・複雑化しており、このようなリスクからこどもが守られることも重要である。違法・有害情報への接触といった従来からの課題に加え、SNSを通じた犯罪被害や加害、誹謗中傷、偽情報・誤情報、オンライン上での不適切な接触、オンラインゲームに関する課金等のトラブル、過度な長時間利用、生成AIの悪用による犯罪被害や少年非行、その他心身への影響など、こどもを取り巻く課題は大きく変化している。これらの課題への対応に当たっては、こどもの健全な育成を図る観点から、医学や脳科学等も踏まえたこどもの心身の発達状態や年齢に応じた対策が求められる。また、特定のリスクのみに着目するのではなく、インターネット利用全体を視野に入れた包括的な対応が必要である。

本ワーキンググループでは、「課題と論点の整理」において整理された考え方を踏まえ、OECDによって整理されたコンテンツリスク、コンダクトリスク、

²こどものウェルビーイング：「こどものウェルビーイング」とは、身体的・心理的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態をいう。

コンタクトリスク、消費者関連リスク及び横断的リスクの5つのリスク類型³を、今日のこどもを取り巻くリスクを把握するための基本的な視点として位置付けた。今後の制度及び施策については、これら5つのリスク類型を踏まえ、できる限り漏れのない形で総合的な対応を図るべきである。

さらに、こうした課題に対応するためには、法制度の見直しのみでは十分ではない。技術革新やサービスの変化の速度を踏まえれば、法律による対応に加え、関係府省庁による工程表に基づく取組、事業者の自主的な取組、保護者や教育関係者による支援、リテラシー教育の充実など、多様な施策を組み合わせるべきである。

また、こうしたインターネット環境の状況は国境を越え、こどもを取り巻くリスクも世界共通のものとなっているところ、G7をはじめ各国での取組も進んでおり、それらの動向を参考とすることも重要である。

そのため、青少年インターネット環境整備法についても、こうした幅広い取組との連携を前提としながら、その役割や機能を改めて整理し、制度全体として実効的な対応を図る観点から検討を進めることが必要である。

こうした認識の下、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方については、①リスクの多様化・複雑化を踏まえた法目的等の見直し、②適切な保護手段の確保、③ガバナンスの強化、という3つの観点から検討を進めるよう整理すべきである。そして検討の過程においては、こどものウェルビーイングの実現を基本理念としつつ、法制度と関連施策が相互に補完し合う形で、こどもの権利の擁護と健全な成長を支えるための制度及び施策の具体化を図っていくべきである。

4. 青少年インターネット環境整備法の今後の在り方に係る論点

(1) リスクの多様化・複雑化を踏まえた法目的等の論点

I. 法目的や理念に係る論点

現行の青少年インターネット環境整備法は、青少年有害情報への対応を中心として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資すること」を法目的とし、青少年有害情報の閲覧防止や民間の自主的な取組を中心とした対策を規定している。

³ OECDのリスク類型：「デジタル環境下の子供 改訂リスク類型（2021年）」（Children in the Digital Environment / Revised Typology of Risks）による5つのリスク。技術の進展や新しいビジネスモデルによって、新たなリスクが発生していることから、2011年に示したインターネット上のこどもに対するリスク分類が2021年1月に改訂されたもの。（詳細は別添1を参照）

法制定以降、こどものインターネット利用環境は大きく変化している。具体的にはスマートフォンやSNS等の普及により、インターネットが、法制定時より一層、こどもの日常生活や学習活動、コミュニケーション、社会参加の基盤となる中で、こどもを取り巻くリスクも多様化・複雑化している。こうした環境変化を踏まえれば、法制度についても、制定当時の課題認識や制度設計を前提とするのではなく、現在の実態に即した形で見直していく必要がある。

よって、制度全体が対応すべきリスクの範囲と措置内容については、従来の青少年有害情報対策を中心とする考え方では、今日のこどもを取り巻く課題全体を十分に捉えることは困難であるため、多様化・複雑化するリスクに広く対応できる制度体系へと発展させていく必要がある。今後は、諸外国における議論も参考にしつつ、「課題と論点の整理」において整理されたOECDによる5つのリスク類型を基本的視点として位置付け、制度及び施策の双方において網羅的かつ包括的な対応を図っていくことが適当である。

こうした制度の見直しの必要性を踏まえると、法目的及び基本理念についても再整理することが必要である。すなわち、青少年有害情報への対応を中心に据えるのではなく、インターネット利用を通じたこどもの健全な成長と権利の擁護を総合的に実現する観点から再整理すべきである。インターネットは、こどもたちに様々な学びや成長の機会をもたらすものであり、リスクへの対応と可能性の伸長を両立させるという視点が重要である。また、こども基本法において示された「こどものウェルビーイングの実現」の理念との整合性を図ることも重要である。

このため、青少年インターネット環境整備法においても、有害な影響の防止を図ることに加えて、こどもの権利の擁護や主体的な成長を支える環境整備を目的として位置付けることが必要である。法目的や基本理念の見直しに当たっては、「青少年の権利の擁護に資する」という観点をより明確に位置付けていくことが求められる。

Ⅱ. 青少年有害情報とこどもに有害なおそれがある機能について

① 青少年有害情報の考え方

現行の青少年インターネット環境整備法は、「青少年有害情報」を制度上の中心概念として位置付けているが、インターネット利用環境が大きく変化する中で、こどもにとって有害となり得る情報の範囲は極めて広範かつ多様となっているため、これまで以上にその影響の程度が年齢や発達段階によって複雑になっている。特に、同法における「青少年有害情報」の例示規定については、法制定当時の状況を前提としている部分もあることから、今日のリスク環境に照ら

して改めて整理する必要がある。

また、違法情報と有害情報との関係についても意見が示され、違法情報は青少年にとって有害な情報の一類型として位置付けられるものの、一方で青少年有害情報の範囲は違法情報に尽きるものではないことから、その整理に当たっては、違法性の有無だけではなく、青少年の健全な成長や発達への影響という観点を重視すべきであるとの指摘があった。

他方で、何をもってこどもに有害な情報と評価するかについては、社会的価値観や年齢・発達段階によって判断が異なり得るため、法律によって一律かつ固定的な基準を定めることには限界がある。

また、青少年有害情報の具体的な内容については、社会環境やサービスの変化に応じて不断の見直しを行う必要がある。このため、法令上の規定と併せて、ガイドラインその他の柔軟な手法を活用しながら、社会や技術の変化に応じて適時適切にその具体的な内容を提示していくことができるよう検討することが適当であり、その際には、行政のみならず、事業者、学識経験者、保護者、教育関係者その他の関係者が幅広く参画する形で継続的な検討を行うことが必要である。

② こどもに有害なおそれのある機能への対応

近年のリスクの多様化を踏まえ、保護措置を講じる対象については、今日のインターネット利用に伴うリスクが必ずしも情報そのものに起因するものだけではなく、サービスの機能や設計によって生じる場合も少なくないことから、「情報」以外にもこうした機能や設計について検討する必要がある。

例えば、こども自身による情報発信に起因するトラブルや、見知らぬ者との接触につながる機能、過度な利用を促進する設計、性的画像等の作成を容易にする生成AI等の技術などは、必ずしも特定の「情報」の存在を前提としないリスクである。こうした状況を踏まえれば、今後の制度の検討に当たっては、情報のみならず、こどもに有害な影響を及ぼすおそれのある機能にも着目する必要がある。

特に、アルゴリズムによるレコメンデーション機能や無限スクロール機能などについては、利用者の注意を継続的に引きつける仕組みとして設計されている側面があり、こどもが受動的に長時間利用してしまい心身に影響が出てしまうリスク等（横断的リスクの1つ）との関係も踏まえながら検討していく必要がある。こどもの健全な成長という観点からは、サービス設計そのものが与える影響についても一定の関心を払うことが求められる。

もっとも、サービスの機能や設計については、その有用性や利便性も大きく、どのような機能がこどもに有害かという評価基準を明確にすることは適当では

ない。また、どのような機能を対象とするかについて明確な線引きを行うことも容易ではない。このため、青少年有害情報と同様に、ガイドラインその他の柔軟な手法を活用しながら、社会や技術の変化に応じて適時適切にその具体的な内容を提示していくことができるよう検討することが適当である。

以上のような議論を踏まえ、本ワーキンググループとしては、今後の青少年インターネット環境整備法の見直しに当たり、青少年有害情報を中心とする従来の枠組みを基礎としつつも、リスクの多様化・複雑化に対応するため、情報に加えてサービスの機能や設計も視野に入れた包括的な制度体系への転換の検討を進めていくこととする。

（２）適切な保護に向けた論点

Ⅰ. こどもや保護者のリテラシー向上、学校教育、国・自治体、関係事業者等を含めた社会全体の取組強化

こどもたちは今後デジタル社会において単なる情報の受け手ではなく、情報の発信者、サービスの利用者及び社会的な参加者としてオンライン空間に関与していくこと、並びにインターネットの活用には様々な可能性があることを踏まえつつ、多様化・複雑化するリスクに対応していくためには、技術的保護手段（後述⁴）のみならず、こどもたち自身が従来以上に、インターネットを安全に利用するための知識、判断力及び行動力を主体的かつ実践的に身に付けることが重要であり、技術的保護手段による保護とリテラシーの向上を両輪として、引き続き制度の重要な柱として位置付けるべきである。

また、「こどもの方が親よりも良く知っている」側面もあることや、アテンション・エコノミーが支配的となっているためコンテンツやサービスが人々の注意を意図的に惹きつけるように設計されているという構造自体を理解するリテラシー教育が重要となることなど、デジタル社会を前提としたリテラシー教育の在り方を検討する必要がある。

保護者は、こどもの適切なインターネット利用を支える重要な役割を担っているが、現在のインターネット利用環境の変化に必ずしも十分に対応できていない実態もある。特に、保護者自身のリテラシー水準やデジタルサービスへの理解には差があり、こうした保護者のリテラシーの差異が家庭内におけるルールづくりや見守り、こどものリテラシー格差にも影響を及ぼしている。

保護者は、保護者としてだけでなく、インターネットを利用する大人の一人と

⁴ 技術的保護手段：10 頁に記載のとおり、本報告書においては「閲覧制限機能を提供する従来のフィルタリングに加え、より広範で幅広い保護機能を包含する」を指すものとする。

して自身のリテラシーの向上に努めることに加えて、こどものインターネット利用について、技術的保護手段の活用や家庭内ルールの設定などに努めるべきである。さらに、特に自発的にインターネットを利用する年齢でない乳幼児の保護者においては、保護者自身のリテラシーは重要であり、インターネットとの向き合い方について留意が必要となる。

一方で、保護者の責任のみを強調するのではなく、学校、地方公共団体、事業者等が連携しながら、保護者向けの学習機会や情報提供を充実させていくことが重要であり、家庭内における利用ルールの設定や技術的保護手段の活用を支援するための取組についても、こうした普及啓発活動を引き続き推進していくことが適当である。

学校教育については、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として育成する観点から、情報モラル教育を含む情報教育の一層の充実を図ることが重要である。近年は、SNS、動画共有サービス、オンラインゲーム、生成AI等の利用が急速に拡大しており、個別のサービスへの対応方法のみならず、情報の真偽を見極める力、サービスの仕組みや特性を理解する力、自らリスクを判断し行動できる力を育成すべきである。

特に、フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー等に代表される今日のデジタルサービスの構造的特徴について理解を深めることは、こどもが主体的にサービスを利用するための前提として重要である。今後は、学習指導要領の見直しも視野に入れつつ、環境の変化に応じた教育内容の継続的な更新を図るとともに、教員の資質・能力の向上や外部専門人材の活用を進め、地域や学校による格差が生じないように、全国的に一定水準以上の教育機会を確保していくことが求められる。また、近年はGIGA端末⁵が多くで多くの学校で日常的に利用されており、SNS等のサービスに限らず、こどもたちのインターネット利用環境を考える上で重要な要素となっている。このため、GIGA端末の利用環境や活用実態について把握を進めるとともに、学校内外における利用に伴う課題やリスクについても検証を行い、こどもの保護の観点から必要な対応を検討していく必要がある。

上述した家庭や学校教育における取組強化に加えて、国や地方公共団体、こどもとインターネットに関わる様々な民間事業者等、こどものインターネット利用に関わる全てのステークホルダーが、社会全体としてリテラシーの底上げに向けた取組を強化しなければならない。国や地方公共団体においては、既存の多様なリテラシー教材を効果的・効率的に活用することや、教材について社会の変化に応じた適時適切なアップデートを図ることが重要である。

⁵ GIGA 端末：文部科学省のいわゆる GIGA スクール構想に基づき整備された 1 人 1 台端末（児童・生徒用コンピューター）をいう。

この課題は、現在の情報空間を生き抜く能力をいかに構築していくかという全政府的な課題であるため、関係府省庁間での連携を強化し、情報共有等を行う「場」を合理的に構築することも検討する必要がある。

また、こども、家庭、学校教育その他での保護手段・リテラシーの向上の検討に当たっては、こどもの健全な育成の観点から、こどもの発達状況や年齢に応じたものとする必要があるとともに、リスクに対して網羅的に対応すべくOECDによる5つのリスク類型等も踏まえたものとするべきである。

以上の点を踏まえ、現代のデジタル社会におけるリテラシー教育のあるべき方向性等を具体化するに当たっては、多様なステークホルダーとの情報共有や議論を通じて、国として一定の基本方針を示していくことが必要であり、そのためには、例えば官民連携協議会といった官民連携スキームを構築し（後述）、それぞれの知見や経験を結集し、環境変化に応じた官民協同の取組を推進するための連携基盤としていくことが重要である。

Ⅱ．事業者の役割のリバランス

本ワーキンググループでは、現行の青少年インターネット環境整備法が青少年有害情報への対応を主眼として、携帯電話事業者によるフィルタリングを中心とした制度設計となっている一方で、今日ではSNS等のプラットフォームサービスがこどものインターネット利用環境に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、関係事業者の役割について見直しを検討した。

① フィルタリングを含む技術的保護手段について

現行の青少年インターネット環境整備法においては、青少年有害情報の閲覧を制限するフィルタリングがこどもの保護の中心的手段として位置付けられているが、近年のリスクの多くがSNSの利用や利用者同士のコミュニケーション、こども自身による情報発信等に伴って生じており、閲覧制限を中心とする従来のフィルタリングについては、様々な限界が明らかになっている。

一方、スマートフォンのOS事業者が提供しているペアレンタルコントロール機能については、利用時間管理、アプリ利用制限、課金制限、連絡先管理等を含め、従来のフィルタリングよりも幅広いリスクへの対応を可能とする技術的保護手段として重要性が高まっている。

このため、閲覧制限機能を提供する従来のフィルタリングに加え、より広範で幅広い保護機能を包含する「技術的保護手段」に係る考えを整理し、その法的位置付けを検討する必要がある。

また、その上で、こうした技術的保護手段を誰がどのような形で提供すべきかについても検討が必要である。特に、OS事業者が提供するペアレンタルコント

ロール機能については、その有用性を踏まえて「技術的保護手段」として提供義務を課す等の対応も併せて検討する必要がある。

これに伴って、現行の青少年インターネット環境整備法に規定されている、携帯電話事業者、インターネット接続役務提供事業者、OS事業者、インターネット接続機器製造事業者、フィルタリングソフトウェア開発事業者等の義務の在り方についても検討が必要である。

さらに、こうした保護機能については、単に提供されているだけでは十分ではなく、保護者やこどもが内容や効果を理解し活用できる形で提供されていることが重要である。このため、OS事業者や、フィルタリングソフトウェア開発事業者等においては、フィルタリングを含む技術的保護手段に関して、保護者やこどもの操作性にも配慮するとともに、分かりやすい情報提供や普及啓発の充実に取り組むことが求められる。

なお、こうした技術的保護手段の実効性を確保するためには、保護者自身がその機能や効果を理解し、こどもの年齢や発達段階に応じて適切に活用できるよう、リテラシーの向上を図ることも併せて重要である。

②SNS等プラットフォーム事業者に求める措置について

今日のこどもを取り巻くリスクは、サービス上に存在するコンテンツや情報のみならず、利用者間の交流機能、レコメンデーション機能その他のサービス設計によっても生じ得ることを踏まえれば、SNS等プラットフォーム事業者が果たすべき役割は従来よりも大きくなっている。

また、SNS、動画共有サービス、オンラインゲーム、生成AIその他のデジタルサービスは、その内容、機能及び利用形態が多種多様であり、こどもに対するリスクも一様ではないことから、各サービスの特性やリスクの内容に応じた柔軟な保護措置を講じるための仕組みが必要である。さらに、こどもの保護を事後的な対応のみに委ねるのではなく、サービスの企画、設計、開発及び運用の各段階において、こどもの安全と最善の利益をあらかじめ考慮する「セーフティ・バイ・デザイン（Safety by Design）」⁶の考え方を踏まえるべきである。

こうした認識を前提とすると、SNS等プラットフォーム事業者に対しては、自ら提供するサービスについてのこどもに対するリスクの評価、その結果を踏まえた保護措置の実施、これらの内容等に係る公表を求めることが適当である。その際、公表すべき事項については、事業者によるリスク評価の結果に加え、使

⁶ セーフティ・バイ・デザイン：サービスや機能の設計段階からこどもの安全・安心を確保する考え方をいうが、我が国においても、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」において「青少年保護・バイ・デザイン」の推進を掲げている。

用適正年齢⁷の設定及びその理由、年齢確認の方法、青少年有害情報への対応、有害な影響を及ぼすおそれのある機能への対応その他の保護措置の概要等が考えられる。

また、特に保護措置を講じるための前提として、年齢確認は重要な仕組みであるが、現在多くのサービスにおいて自己申告による年齢確認が行われている一方で、その実効性には限界がある。対象事業者に対して合理的な年齢確認措置を求めるに当たっては、利用者の利便性を損なわないこと、セキュリティやプライバシー及び個人情報への十分な配慮を行うこと、多種多様なサービスがあること等を総合的に考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討する必要がある。

具体的な年齢確認手法としては、OS事業者が提供する年齢確認機能の活用、携帯電話事業者が保有する利用者情報の活用、マイナンバーカードの活用等、様々な手段が考えられるが、それぞれの特徴や課題も踏まえながら、こどもの保護とプライバシーの保護との両立が可能な合理的な手法について更なる検討が求められる。

さらに、こうした一連の事業者による取組を一度限りのものとするのではなく、一定期間ごとに保護措置の有効性を自己評価し、その結果を踏まえて継続的に改善を図ることが重要である。併せて、こうした情報について利用者や社会に対して公表することにより、透明性及び説明責任を確保することが適当である。

加えて、事業者による自己評価のみでは十分ではないとの観点から、公表された内容について国や官民連携スキーム（後述）等が有識者の意見も踏まえながら評価又は意見表明を行い、その結果を踏まえて事業者が保護措置の見直しを行う仕組みについても必要である。こうした仕組みの実効性を確保するため、報告徴収、公表、勧告その他の行政上の措置、これらに違反した場合の罰則等についても検討することが適当である。

以上のとおり、こどもを取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえれば、SNS等プラットフォーム事業者にも、その設計・運営するサービスに応じた相応の責任を求めるべきであり、具体的にはリスク評価、保護措置、透明性確保及び継続的な改善を一体的に促す仕組みについて検討することが必要である。

なお、本中間整理で提案している各事業者に使用適正年齢の設定を求めることを超えて、諸外国において一部導入されている一定年齢未満の者によるSNS等の利用を制限する法的な制度の是非については、こどもの保護の観点とこどもの権利利益との適切なバランス、国際的な議論の動向、こどものSNS利用

⁷ 使用適正年齢：ここでは、各事業者が規約等においてそれぞれ定める、当該事業者が提供するサービスを利用することができる最低年齢を指す。

に伴う被害を含めた実態、制度の実効性やサービスの多様性等を踏まえながら、政府において引き続き議論を重ね、我が国の実態に即したこどもの保護の在り方を構築していくことが重要である。

SNS等プラットフォーム事業者のうち、どのような事業者を対象とするかについては、こどもの保護の観点から、こどもが利用する上でリスクが生じ得るプラットフォーム事業者全体に対して保護措置を求めていくべきだが、一方で、全てのプラットフォーム事業者に一律の法的義務を課すことは、その水準や考え方によっては、過剰又は過少となる可能性があるため、利用実態に即した合理的かつ効果的な規制の考え方が求められる。

このため、対象事業者の範囲については、こどもの利用実態に着目し、サービスの態様や類型のみによって画するのではなく、多くのこどもが利用するサービスが適切に対象となるような基準を検討する必要がある。具体的には、「影響の程度（事業又はサービスの規模）」、「こどもがサービスを利用する蓋然性」及び「リスクとなり得る機能」等の要素を総合的に考慮することが考えられる。

また、インターネット上のサービスの多くが国境を越えて提供されている実態を踏まえれば、国内事業者のみならず海外事業者に対しても実効性を有する制度設計とすることが重要である。

以上のとおり、SNS等プラットフォーム事業者に求めるべき措置と対象事業者の範囲の考え方について整理したが、SNS等のサービスは多種多様であり、こどもに生じ得るリスクの内容や程度も一様ではないことから、法律において詳細かつ網羅的な義務を規定することには限界がある。また、技術やサービスの変化が極めて速いことを踏まえれば、こどもの保護に求められる具体的な対応も継続的に見直していく必要がある。こうしたことから、国においては、対象事業者の範囲の考え方、事業者求められるリスク評価や保護措置の基本的な考え方、実施が期待される保護措置の具体的な内容、年齢確認手法の考え方、公表すべき事項の例示、その他の具体的な方向性について、ガイドライン等を通じて明らかにし、事業者による自主的かつ継続的な取組を強く促していくことが適当である。

（３）ガバナンスの強化の必要性

こどもを取り巻くインターネット利用環境の変化の速度や、リスクの多様化・複雑化の状況を踏まえれば、法制度の見直しのみでは十分な対応が困難である。インターネット上のサービスや技術は絶えず変化しており、新たなサービスや利用形態が短期間で普及することも少なくない。特に生成AI等の普及が進んでおり、これらへの対応も必要となっている。このため、こどもの保護に係る制

度については、法律による規律のみならず、関係主体が継続的に連携しながら対応していくためのガバナンスの仕組みを構築すべきである。

また、こどもを取り巻く課題は、教育、消費者保護、情報通信、デジタル政策、こども政策等の複数の政策分野にまたがるものであり、一つの行政分野のみで対応できるものではない。このため、関係府省庁、地方公共団体、教育関係者、事業者、保護者及び学識経験者等が共通の方向性の下で取り組むことができる環境を整備することが重要である。

I. 様々なステークホルダーが参照できるこどもの保護に係る基本指針（仮称）の提示

現在、こどものインターネット利用に関する取組は、関係法令、基本計画、各種ガイドライン、民間事業者の取組等によって進められているが、こどもの保護の考え方を包括的かつ体系的に整理したものは必ずしも十分とは言えない。特に、多様なデジタルサービスを提供する事業者や教育機関、保護者等が、それぞれ異なる理解の下で対応を進めることとなれば、一貫性のある対応が困難となるおそれがある。

このため、「年齢と発達段階に応じたこどもの保護の在り方」について、OECDによる5つのリスク類型等を踏まえ、国として一定の基本指針を示し、こども・保護者、教育機関、地方公共団体、関連する様々な事業者その他の関係主体が共通して参照できるようにすることが必要である。

具体的には、例えば、事業者向けには「セーフティ・バイ・デザインの考え方」や「相談・通報体制の在り方」、こども・保護者向けには「トラブルが起きた際の対応の在り方」や「ペアレンタルコントロール⁸の必要性」「乳幼児等低年齢層のインターネット利用にかかる基準」、教育機関向けには「学齢等に応じた教育コンテンツの活用の在り方」、また「インターネットの特徴を踏まえた適切な活用方法や避けるべき使い方」や「リテラシー向上に資する施策、取組」など、各ステークホルダーにおいて期待される具体的な行動規範等について、基本指針の中で整理し、社会全体で共有できる形とすることが適当である。

基本指針はこどもの安心安全なインターネット環境を構築するために何よりも網羅的なものであることが重要であり、上記のように、①年齢や発達段階に応

⁸ ペアレンタルコントロール：ここでいうペアレンタルコントロールとは、「保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じて、インターネット利用を適切に管理すること」。これは、「こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）」を意味する。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）より）

じ、②5つのリスクをカバーし、③こども、家庭、教育機関、事業者等全てのステークホルダーを対象とするものとすべきである。

Ⅱ. 官民連携のスキームの設置

インターネット上のこどもの保護に係る取組を推進するに当たっては、行政のみならず、関連事業者、学識経験者、保護者団体・こども若者、教育関係者等の知見を継続的に活用できる仕組みが必要である。

インターネット利用環境の変化に迅速に対応するためには、官民がそれぞれの役割を果たしながら相互に補完し合うことが重要である。特に、事業者が把握する技術やサービスに関する知見、教育現場における実践的な知見、保護者やこどもの実態に関する知見を政策形成に適切に反映していく必要がある。

このため、関連事業者、学識経験者、保護者団体・こども若者、教育関係者及び関係府省庁等が参画する官民連携のスキーム（官民連携協議会等）を構築することについて検討する必要がある。その際には、単なる意見交換の場にとどまるのではなく、基本指針や事業者向けガイドラインの策定・見直しに関する意見提出、基本計画その他の関連施策の推進に関する提言や意見具申、インターネット利用がこどもの心身に与える影響等中長期的なテーマに係る調査研究の推進、関連事業者の取組に対する提案等を行う機能を持つことが期待される。

また、継続的かつ安定的な活動を可能とするため、運営体制や財務基盤の確保についても併せて検討する必要がある。

Ⅲ. 制度の不断の見直し

こどものインターネット利用を巡る環境は、今後も継続的に変化することを前提としなければならない、制度の不断の見直しを行う仕組みについて構築することが適当である。

インターネットの利活用がこどもの心身の発達や行動に与える影響については、例えば、脳科学の観点からの科学的知見が重要になるが、なお十分にそうした科学的知見が蓄積されているとは言えない。このため、実態調査や中長期的な研究を継続的に実施し、その成果を制度や施策に反映していくことが重要である。特に、生成AIをはじめとする新たな技術やサービスがこどもに与える影響については、例えば脳科学の観点からの研究を進める等、引き続き知見の蓄積を図る必要がある。

また、インターネット上のサービスの多くは国境を越えて提供されており、こどもの保護に関する課題も各国共通のものとなっている。このため、G7をはじめとする国際的な議論や諸外国における制度動向についても継続的に把握し、

我が国の制度運用に適切に反映していくことが適当である。

さらに、生成ＡＩを含めた技術革新やサービスの変化に対応するためには、法制度そのものについても定期的な検証と見直しを行うことが重要である。このため、制度の運用状況や実効性を継続的に評価するとともに、必要に応じて基本指針、ガイドラインその他の施策の見直しを行うことができる仕組みを整備していくことが必要である。

5. 今後の検討課題について

本ワーキンググループでは、「課題と論点の整理」において示された論点のうち、主として青少年インターネット環境整備法の在り方に関係する事項について重点的な検討を行い、本中間整理において、法目的等の見直し、適切な保護手段の確保及びガバナンスの強化という３つの観点から一定の方向性を整理した。

他方、本中間整理は、青少年インターネット環境整備法の見直しに向けた検討の途中段階における整理であり、制度の具体化に向けては引き続き検討を要する論点も多く残されている。また、「課題と論点の整理」において示された論点は、青少年インターネット環境整備法の見直しにとどまらず、幅広い分野に及んでおり、また、技術革新やサービスの変化が極めて速い中で、こどもを取り巻くリスクや課題も継続的に変化している。こうしたことを踏まえれば、本中間整理で整理した事項のみをもって検討を終えるのではなく、今般のＧ７での合意等も踏まえ、ＯＥＣＤによる５つのリスク類型を基盤に「課題と論点の整理」において示された８つの柱全体について、引き続き政府として検討を深めていくことが必要である。

特に、現行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）」においては、令和９年に予定されている次期基本計画の策定までに、法改正の必要性も含めた検討を行うこととされている。本ワーキンググループとしては、本中間整理で示した方向性を踏まえつつ、次期基本計画の在り方や策定に向けた検討、「課題と論点の整理」に示された８つの柱^９についてのフォローアップや今後の対応方針の検討を実施していくことを期待する。

本ワーキンググループについては、本中間整理の取りまとめ後も検討を継続し、令和８年１２月を目途とする最終報告の取りまとめに向けた議論を進めるこ

^９ 「課題と論点の整理」の８つの柱：令和７年８月「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ『課題と論点の整理』」において整理された、①リスクの多様化への対応、②民間事業者の自主的取組、③コンテンツリスク、④コンダクト・コンタクトリスク、⑤消費者関連リスク、⑥横断的リスク、⑦広報・啓発、⑧国際動向等に関する８つの論点をいう。（詳細は別添２参照）

ととする。今後は、技術的保護手段の具体化に加え、SNS等プラットフォーム事業者に求める措置等の具体的内容に係る論点について重点的に検討を行い、制度の具体化に向けた方向性を整理し、提言していきたい。

また、最終報告においては、本中間整理で整理した方向性について、法律、基本指針、基本計画及びガイドライン等がそれぞれ果たすべき役割や相互の関係を明らかにするとともに、併せて、SNS等プラットフォーム事業者に求められる事項（リスク評価・保護措置の基本的な考え方）技術的保護手段の具体的な位置付け等について整理し、ガイドラインに盛り込むべき基本的な事項及びその骨格を示していく。

その際には、国内外の制度動向や技術動向、調査研究による知見の蓄積、こどもや保護者の実態、関係事業者による取組状況等を継続的に把握しながら、こどものウェルビーイングの実現を基本理念として、実効性ある制度及び施策の構築を目指していくことが重要である。

以上のとおり、今後、政府において青少年インターネット環境整備法の改正に向けた準備が、法所管省庁を中心に進められていくこととなるが、その内容については本中間整理に沿ったものになっているかについても、本ワーキンググループでフォローしていく。

また、政府においては、関係府省庁連絡会議などを活用し、今後の基本計画や基本指針の骨格など包括的な取組も検討されていくことが期待されるが、こうした包括的な取組に係るフォローアップは本ワーキンググループの親会である「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において行うことが適当だと考えている。

このような体制の下、全体として整合的で包括的な検討が進められ、最終的な政府による方針決定につながることを期待している。

6. おわりに

これまで議論してきたとおり、インターネットは、こどもにとって学び、創造し、他者とつながり、社会に参加するための重要な基盤となっている。その一方で、こどもを取り巻くリスクは多様化・複雑化しており、従来の制度や施策のみでは十分に対応することが困難な状況となっている。

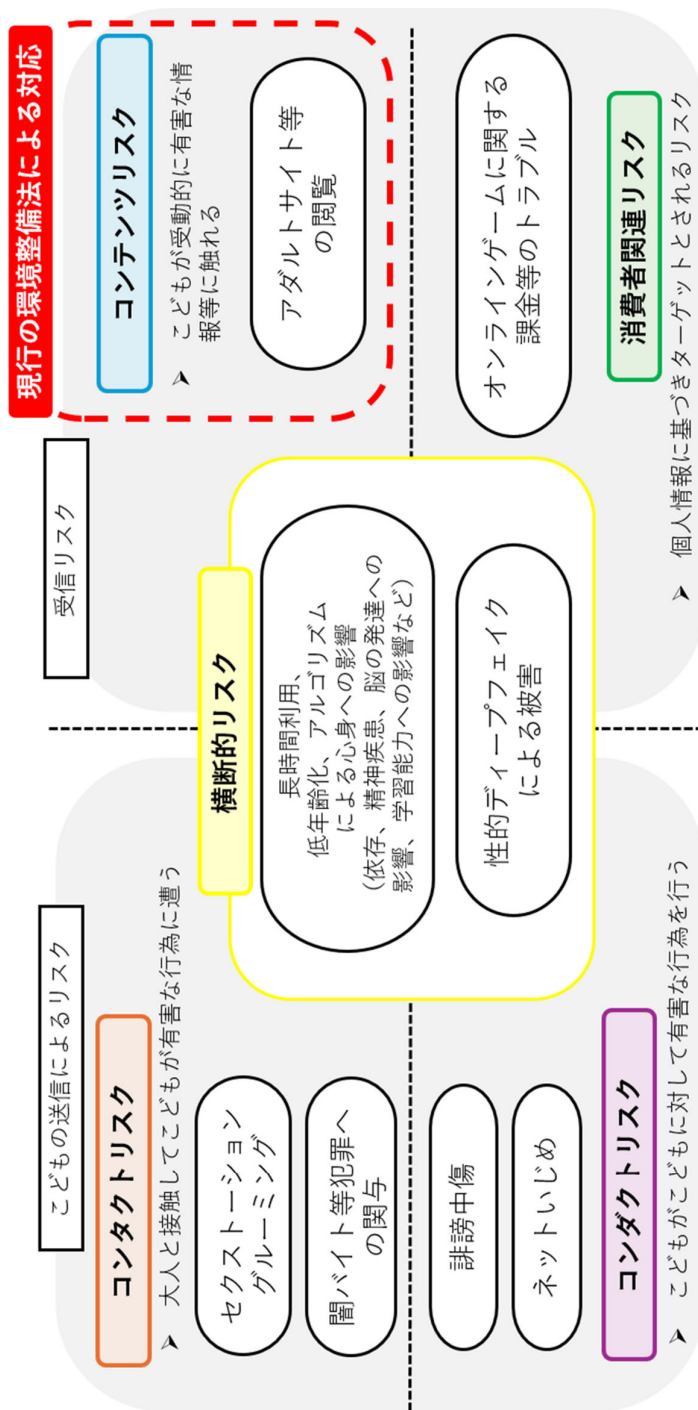
本ワーキンググループとしては、本中間整理を今後の議論の出発点と位置付け、引き続き制度及び施策の具体化に向けた検討を進めていくこととする。

そして、関係府省庁、地方公共団体、教育関係者、事業者、保護者その他の関係者においては、それぞれの役割を果たしながら連携し、こどものウェルビーイングの実現に向けて、こどもが安全・安心にインターネットを利用するとともに

その可能性を最大限に発揮できる環境整備の実現を早期に目指していくことが期待される。

多様化・複雑化するリスクに対する現状の制度

- こどものインターネット利用を巡って多様化・複雑化しているリスクは、OECDの整理に従い、コンテンツリスク、コンダクトリスク、コンタクトリスク、消費者関連リスク、横断的リスクに分類できる。
- このうち、青少年インターネット環境整備法が対応しているのはコンテンツリスクのみ。（携帯電話事業者による閲覧防止のためのフィルタリング義務）さらに、フィルタリングについても、現状の多様なネットワークサービス（アプリ含む）の中で、十分に機能を果たしていないという現状もある。
- また、具体的な被害が発生した場合（加害主体が明確な場合）には、各個別法の適用によって対応しているが、未然防止という観点では、環境整備法も含めてこどもの送信にかかるリスクや横断的なリスク等には対応できていない。



(別添１) 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ第７回資料３より抜粋

(別添2) 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ第6回資料3より抜粋(一部改変)

「課題と論点の整理」の8つの柱と主務府省庁

- 以下8つの項目に沿って整理。
- 各論点ごとに担当省庁を割り振り。
- 提示された論点については、。こども家庭庁が中心となって、関係省庁連絡会議等を開催し、進捗管理を行いながら、関係府省庁が連携して取組を進めることが必要とされている。

①リスクの多様化への対応について(青少年インターネット環境整備法)	◎こども家庭庁、総務省、経済産業省 ◎総務省、こども家庭庁、経済産業省
②リスクの多様化への対応について(民間企業等の自主的な取組)	◎経済産業省、こども家庭庁、総務省 ◎こども家庭庁、総務省、経済産業省 ◎総務省、こども家庭庁、経済産業省
③コンテンツリスクへの対応について(アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)	◎経済産業省、こども家庭庁 ◎総務省、こども家庭庁
④コンダクト／コンタクトリスクへの対応について(闇バイト、いじめ、セクスティング等)	◎総務省、経済産業省 ◎こども家庭庁、警察庁
⑤消費者関連リスクへの対応について(インターネット関連の消費者トラブル等)	◎消費者庁、こども家庭庁
⑥横断的リスクへの対応について(生成AI等)	◎こども家庭庁、警察庁、文部科学省 ◎内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、経済産業省
⑦横断的リスクへの対応について(低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム)	◎こども家庭庁、厚生労働省
⑧広報・啓発について	◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

(参考 1 : ワーキンググループの開催概要)

第 1 回 : 令和 8 年 1 月 1 9 日

- 議題 1 本ワーキンググループの進め方
- 議題 2 本日の検討事項
 - 法の目的と理念について
 - 諸外国の SNS 規制について
- 議題 3 次回の検討事項
- 議題 4 その他

第 2 回 : 令和 8 年 2 月 2 7 日

- 議題 1 本日の検討事項
 - リテラシー向上について
 - 青少年有害情報について
- 議題 2 次回の検討事項
- 議題 3 工程表の進捗状況 (こども家庭庁等)
- 議題 4 その他

第 3 回 : 令和 8 年 3 月 3 1 日

- 議題 1 第 1 回・第 2 回の御議論まとめ
- 議題 2 ヒアリング
 - Chloe Brown 氏
(Google LLC, Government Affairs and Public Policy Manager, YouTube Product)
野田由比子氏
(グーグル合同会社 YouTube 政府渉外・公共政策部 ジャパンリード)
 - あきとんとん氏 (若手クリエイター)
- 議題 3 第 1 回こどもとのセッション及びこどもへの意見聴取の御報告
- 議題 4 次回の検討事項
- 議題 5 その他

第 4 回 : 令和 8 年 4 月 3 0 日

- 議題 1 総務省におけるワーキンググループの御報告
- 議題 2 工程表の進捗状況 (経済産業省等)
- 議題 3 ヒアリング
 - 齋藤長行氏 (仙台大学教授)
- 議題 4 次回の検討事項

議題5 その他

第5回：令和8年6月15日

議題1 事業者の役割リバランス

議題2 青少年インターネット環境整備法の見直しに向けた論点（案）

議題3 G7 デジタル・技術大臣会合

議題4 工程表の進捗状況（消費者庁等）

議題5 次回の検討事項

議題6 その他

第6回：令和8年6月26日

議題1 工程表の進捗状況（内閣府等）

議題2 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ中間整理報告書骨子（案）

議題3 その他

第7回：令和8年7月30日

議題1 第2回こどもとのセッションの御報告

議題2 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ中間整理報告書（案）

議題3 その他

<こどもとのセッション>

第1回：令和8年3月24日

議論のテーマ：SNS 利用や AI 利用について

第2回：令和8年7月22日

議論のテーマ：中間整理報告骨子について

※以下個別論点についてグループワークを実施

- ① 何が「有害」か？
- ② リテラシー（判断する力、情報を見抜く力）
- ③ 技術（こどもを守る設定・機能）
- ④ 事業者に求める対応
- ⑤ 年齢認証
- ⑥ 対象事業者の範囲

(参考2)

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討
ワーキンググループ名簿

◎座長 ○座長代理

- | | | | |
|---|--------|-----------------------|------|
| ○ | 上沼 紫野 | 弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 | 理事 |
| | 岸原 孝昌 | (一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム | 専務理事 |
| | 櫻井 鼓 | 追手門学院大学心理学部 | 教授 |
| ◎ | 曾我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科 | 教授 |
| | 竹内 和雄 | 兵庫県立大学環境人間学部 | 教授 |
| | 柳元 陽夏 | 大学生 | |
| | 山本 龍彦 | 慶應義塾大学大学院法務研究科 | 教授 |

[五十音順、敬称略、役職は令和8年1月19日現在]

(オブザーバー)

内閣府

公正取引委員会

警察庁

個人情報保護委員会事務局

消費者庁

デジタル庁

総務省

法務省

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人電気通信事業者協会

一般社団法人電子情報技術産業協会